

# 島根県報

号外第一〇八号  
平成十四年十月二十九日  
(火曜日)

- (4) 施設等使用許可書及び使用料等減免決定通知書の交付  
(5) 遵守事項を定めること。

二 施行期日

平成十四年十一月一日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第一〇一號)

一 規則の概要

島根県中山間地域研究センター条例の施行に伴う規定の整備

二 施行期日

平成十四年十一月一日から施行することとした。

規則

目次

規則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一  
( ) 二

規則

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第一〇〇號)

一 規則の概要

1 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(一) 島根県中山間地域研究センター条例に基づく次の権限

(1) 施設及び設備の使用の許可及び同許可に条件を付すること。

(2) 施設及び設備の使用の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。

(3) 使用料及び手数料の納付期限を定めること。

(4) 使用料等の減免をすること。

(二) 島根県中山間地域研究センター条例施行規則に基づく次の権限

(1) 開所時間を変更すること。

(2) 休所日に開所し、又は臨時に休所すること。

(3) 施設等使用申請書、施設等使用変更許可申請書、施設等使用中止届出、

使用終了の届出、使用料等減免申請書、使用料還付請求書及び損壊等の届出の受理

島根県規則第百号

島根県知事 澄田信義

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二十九日

規則

島根県規則第百号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則 (昭和三十一年島根県規則第十四号) の一部を次のように改正する。  
別表農林振興センターの部の次に次のように加える。

中山間地域研究センター

○ 島根県中山間地域研究センター条例 (平成十四年島根県条例第六十一号)

一 第三条第一項の規定による施設及び設備の使用の許可

二 第三条第三項の規定により同条第一項の許可に条件を付すること。

三 第四条の規定により施設及び設備の使用の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。

四 第五条第三項ただし書の規定により納付期限を定めること。

○ 島根県中山間地域研究センター条例施行規則 (平成十四年島根県規則第九十八号)

- 一 第二条第二項の規定により開所時間を変更すること。
- 二 第三条たゞし書の規定により休所日に開所し、又は臨時に休所すること。
- 三 第四条の規定による施設等使用申請書の受理
- 四 第五条の規定による施設等使用許可書の交付
- 五 第六条第一項の規定による施設等使用変更許可申請書の受理
- 六 第七条の規定による施設等使用中止届出書の受理
- 七 第八条の規定による使用終了の届出の受理
- 八 第十三条第一項の規定による使用料等減免申請書の受理
- 九 第十三条第二項の規定による使用料等減免決定通知書の交付
- 十 第十四条第一項の規定による使用料還付請求書の受理
- 十一 第十五条第八号の規定による遵守事項を定めること。
- 十二 第十六条の規定による損壊等の届出の受理及び指示

**附 則**

この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。

**島根県規則第一百一号**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二十九日

島根県知事 澄田信義

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

- 島根県行政組織規則（昭和五十九年島根県規則第五号）の一部を次のように改正する。
- 第六十一条第一項を次のように改める。

島根県中山間地域研究センター条例（平成十四年島根県条例第六十一号）第一条の規定により設置された中山間地域研究センターは、飯石郡赤来町に置く。

第六十一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

**附 則**

この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。